

# 九里学園高等学校 いじめ防止についての基本方針について

平成26年 5月 制定

## 1. いじめの定義 (25年10月11日付けで、文部科学省大臣名で出された文章より。)

いじめは「いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」

つまり・・・生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。  
(インターネットを通じて行われるものも含む)

## 2. 対策組織・・・第22条により組織を設置する必要がある

現在は校内生徒指導委員会を中心に対処しているが、重大な事態が発生したときには、教諭以外の委員を含めた「九里学園高等学校いじめ対策第三者委員会」を召集する。

## 3. 早期発見

いじめは目につきにくい時間・場所で発生する。遊びや悪ふざけを装って行われたりする。大人が気づきにくい形で行われる。そのため些細な兆候でも見逃してはならない。

### 具体的な方法

- ・定期的なアンケートや保護者チェックシートを活用し家庭と連携し見守る
- ・個人面談の実施(家庭訪問)

## 4. いじめの防止

- ・いじめ撲滅のための啓発活動をする

### 例1 「いじめ」とはどのような行為をさすのか、考えさせる

- |              |                      |          |
|--------------|----------------------|----------|
| ①心理的な「いじめ」   | 相手を心理的におとしめる         | 自尊心を傷つける |
| ②持ち物への嫌がらせ   | 隠す 取り上げる 汚す 傷つける     |          |
| ③言葉による「いじめ」  | 臭い キモい デブ 死ね 殺す      |          |
| ④態度での「いじめ」   | 無視避ける ヒソヒソ話し ばい菌扱い   |          |
| ⑤通信機器による書き込み | 誹謗中傷画像・動画の無断掲載実名掲載など |          |

※上記例1にあげたような行為は「犯罪」であり触法であることを理解させること。

## 例2 いじめられた人の気持ちを考える人間に育てる

「いじめる側は軽い気持ち、いじめられる側は重い心の傷」であることに気づかせる。

※以上のようなことについて、ホームルームや特設時間を利用し、生徒自らの「気づき」によりソーシャルスキルをあげられるような自己啓発活動を通して「いじめ」が発生しないようにすることを目標とする。

## 5. いじめの事実が発生したら

＝生徒や保護者に対して＝

- ・事実関係の聴取を行う
- ・必要に応じ心理・福祉の専門家・警察官経験者など外部の専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ再発防止の措置を取る
- ・迅速に保護者に連絡し理解や納得をえて協力してもらう
- ・いじめた生徒へは相手を傷つけたことを理解させ、みずからの行為の責任を自覚させる
- ・出席停止や警察との連携による措置も含めて毅然とした対応をする
- ・必要な場合は学校教育法第11条の規定に基づき懲戒を加えることも考えられる

＝集団に対して＝

- ・誰かに知らせる勇気を持つように教える
- ・見ているだけでもいじめの「加担行為」だということを理解させる
- ・学級で話し合いを持ち「いじめを許さない」という態度をいきわたらせる
- ・互いを尊重し認め合う人間関係が構築できる集団づくりを進める

## 6. その他

教員は、学校生活全般において生徒が安心して生活できる環境づくりを心がけて生徒指導に当たっている。また、様々な研修をうけた。生徒たちにも「いじめ」撲滅について学年集会をひらき理解させてきた。そのため、生徒たちが自ら学校に対して「相談」をしてきている事があり、保護者の皆様にもご協力をいただく場面がでてきている。

更に今後も「いじめ」についての認識を新たにすることが必要になり、保護者の皆様にもご協力をいただきながら「いじめ」がおこらない環境づくりとお子様方の様子を観察していきたいと思う。何か変わった様子があった場合は学校と家庭の連携を密にし、対処したいと思います。ご協力よろしくお願ひいたします。